

(3) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	北対協においては、組織規程及び役職員倫理規程等を整備し内部統制機能を高めている。また、必要に応じて中堅係員研修を行っており、中堅係員に職員としての基礎的、一般的な知識と技能を与えとともに、職場のリーダーとなり、職場のリーディングのために必要な知識と技能を身に付けさせることとしている。		
	今後の取組方針	引き続き、独立行政法人の適正かつ効率的な業務運営の確保に向けて、内部統制機能の充実に向け取り組むこととする。		
(4) 管理会計を活用した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	北対協の事務・事業は、事業毎のスタッフが分担して実施しているが、積み上げ方式による予算の執行状況や業務の進捗状況について把握可能。		
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	事業毎の執行状況を把握して、分析を行っている。		
(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	今後の取組方針	今後とも各事業毎の計画と実績の分析・管理を行っていく。		
	自己収入の内訳（平成18年度実績）	財源	金額	
		共同研究資金	件数	
		利用料	件数	
		寄付金	件数	
		知的財産権	種類	
その他	貸付金・基金等合計額	82,293千円		
計				
見直し案	平成20年度概算要求又はそれ以降の年度における見直し内容の予定はなし			

(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	北対協のホームページでは、協会の概要や役割をはじめ、どのような団体が返還運動を実施しているか、また、年間を通じ北方領土返還要求運動原点の地根室や、北方館の状況を把握できるように努めている。各コンテンツを分かりやすく分別するとともに、行事の紹介や過去の実績等を掲載した。
	今後改善を予定している点	インターネットを使用した広報啓発について、北方領土問題に関する情報の発信基地という役割を果たしていくため、動画等を用いるなどコンテンツの内容や提供方法に一層の工夫を図っていくこととしている。
その他		

(別添参照1)

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	出席職の数の数	備考
旅行(代理店委託契約一式)	契約担当役：宮本勝政 名称：北方領上問題対策協会東京事務局 所在地：千代田区紀尾井町7番1号	平成18年5月22日	株式会社「エフエー」 千代田区平河町2-5-5	(根拠条文) 独立行政法人北方領上問題対策協会会計規程第40条第4項1号 府の合意（口上書での取り交わし）を得ない状況下で、一般競争入札のため、「入札公告」等により詳細な事業日程や内容を公にすることはない等。	19,732,498	19,732,498	100%	0人	
旅行(代理店委託契約一式)	契約担当役：宮本勝政 名称：北方領上問題対策協会東京事務局 所在地：千代田区紀尾井町7番1号	平成18年10月6日	株式会社「エフエー」 千代田区平河町2-5-5	(根拠条文) 独立行政法人北方領上問題対策協会会計規程第40条第4項1号 府の合意（口上書の取り交わし）を得ない状況下で、一般競争入札のため、「入札公告」等により詳細な事業日程や内容を公にすることはない等。	23,108,803	23,108,803	100%	0人	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備考
船舶による訪問団員及び受入団員の運送等に関する業務一式	契約担当役：宮本勝政 名称：北方領土問題対策協会東京事務局 所在地：千代田区紀尾井町7番1号	平成18年4月18日	株式会社藤山商店 北海道根室市大正町1丁目25番地	一般競争入札	1,364,000	1,200,000	87.97%	
啓発用ボールペン等の調達	契約担当役：宮本勝政 名称：北方領土問題対策協会東京事務局 所在地：千代田区紀尾井町7番1号	平成18年12月8日	株式会社セイワビジネス 港区虎ノ門一丁目22番16号	一般競争入札	10,602,900	10,051,020	94.79%	
カラー複写機の購入	契約担当役：宮本勝政 名称：北方領土問題対策協会東京事務局 所在地：千代田区紀尾井町7番1号	平成19年3月26日	株式会社オカモトヤ 港区虎ノ門一丁目1番24号	一般競争入札	1,970,535	1,662,150	84.35%	

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

第1横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し ②これまでの指摘に対応する措置

府省名 内閣府

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘			措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	
北方領土問題対策協会	特定事業執行型	北方領土に関する諸問題の解決の促進を図る事業	平成15年度	啓発活動の支援業務の評価に当たっては、助成条件・審査状況等を把握した上で助成事業の妥当性等にも着目した評価を行うべきである。	政策評価・独立行政法人評価委員会	①	助成条件・審査状況等を事業報告書に記載するとともに、項目別評価表に評価基準・指標を定め評価した。(平成16年度)
			平成18年度	組織及び業務運営の見直しによるコスト削減の徹底	行政改革推進本部	②	国民世論の啓発業務、調査研究等について見直す。次期中期目標期間中に見直すこととする。常勤職員の削減(平成19年度末1名、22年度末1名)主たる事務所(東京本部)は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。
			平成16年度	リース管理債権については、管理・回収に当たっては、法人が具体的な指標等を設定し、的確に評価を行うべきである。	政策評価・独立行政法人評価委員会	①	項目別評価表に評価基準・指標を定め評価した。(平成17年度)中期計画及び年度計画に達成目標を記した。(平成18年度)。
	政策金融型		平成18年度	・法人資金貸付の停止、住宅新築資金貸付の在り方の検討、融資条件の厳格化	行政改革推進本部	① ②	法人資金は平成20年度より停止。住宅新築資金は、次期中期計画期間中に主務官庁が方針を決定。融資業務厳格化は、19年度より実施。

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

注2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案様式

3. 資産債務型

法人名 北方領土問題対策協会	府省名 内閣府	北方領土を自に見る運動 の名称		資産との関連を有する事務・事業	資産との関連を有する事務・事業 の名称
		北方領土の視察に訪れる人々に北方領土問題について一層の理解と認識を深めてもらい、国民世論の啓蒙を図るため、北方領土の関係資料を展示する「北方館」、「別海北方展望塔」、「羅臼国後展望塔」を整備し、「北方領土を自に見る運動」としての推進を行っている。		資産との関連を有する事務・事業	資産との関連を有する事務・事業 の名称
		国からの財政支出額	-	支出予算額	-
		対19年度当初予算増減額	-	対19年度当初予算増減額	-
		資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等			

(単位:千円)

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	延面積 (㎡)	建築年次 (新)	建築年次 (古)	経年 (新)	経年 (古)	耐用年数	階層	法 規 制			利用率	
								用途地域	建ぺい率	容積率		
1	534.37	1980		27		50年	2階建	都市計画区域外	-	-	-	-
2	325.17	1983		24		50年	3階建	都市計画なし	-	-	-	-
3	229.04	2000		7		50年	平屋建	都市計画なし	-	-	-	-

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	No.
		計	土地	建物	その他					
1		43	—	43	—	0.961円	6	1 (北方領土を目で見る運動)		
2		25	—	25	—	46.712円	6	1 (北方領土を目で見る運動)		
3		117	—	117	—	183.4円	6	1 (北方領土を目で見る運動)		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)北方領土問題対策協会		府省名	内閣府
No.	1	施設名	北方館	用途
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方角性				
○ 売却する場合、売却予定時期 :				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
<p>北方領土の視察に訪れる人々に北方領土問題について一層の理解と認識を深めてもらい、国民世論の啓発を図るため、北方領土の関係資料を展示する「北方館」を建設し、「北方領土を目で見る運動」の推進を行っているところである。</p> <p>このことから、北方領土問題及び返還運動への理解と協力を得るとの観点からも重要な施設のため閉鎖、売却は考えられない。</p>				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)北方領土問題対策協会			府省名	内閣府
No.	2	施設名	別海北方展望塔	用途	6(北方領土啓発施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>北方領土の視察に訪れる人々に北方領土問題について一層の理解と認識を深めてもらい、国民世論の啓発を図るため、北方領土の関係資料を展示する「別海北方展望塔」を建設し、「北方領土を目で見る運動」の推進を行っているところである。</p> <p>このことから、北方領土問題及び返還運動への理解と協力を得るとの観点からも重要な施設のため閉鎖、売却は考えられない。</p>					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 北方領土問題対策協会			府省名	内閣府
No.	3	施設名	羅臼国後展望塔	用途	6(北方領土啓発施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方角性					
○ 売却する場合、売却予定時期 :					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>北方領土の視察に訪れる人々に北方領土問題について一層の理解と認識を深めてもらい、国民世論の啓発を図るため、北方領土の関係資料を展示する「羅臼国後展望塔」を建設し、「北方領土を目で見る運動」の推進を行っているところである。</p> <p>このことから、北方領土問題及び返還運動への理解と協力を得るとの観点からも重要な施設のため閉鎖、売却は考えられない。</p>					

独立行政法人の整理合理化案様式

3. 資産債務型

(単位: 千円)

法人名 北方領土問題対策協会 府省名 内閣府	資産との関連を有する事務・事業 北方地域旧漁業権者等に対する融資業務	資産との関連を有する事務・事業 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通する。	国からの財政支出額 186,178 対19年度当初予算増減額 △43,413	(B)現預金611百万円のうち定期預金300百万円、及び有価証券700百万円(利付農林債)の計1,000百万円は、基金で長期借入金の担保として金融機関に供している。 (1)長期貸付金5,603百万円は流動性が高く、確実に回収が見込まれる資産として貸付金等の財源に充てられる。 また、(M)積立金706百万円については、貸付財源に充当している。 以上より、金融資産は総て融資業務と関連している。 (具体的措置) ○独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案(18.12.5 内閣府決定)に基づき以下の見直しを行う。 ・ 法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止する。 ・ 住宅新築資金については、次期中期目標期間中に廃止を含め、その在り方の検討を行う。 ・ 全ての貸付資金について必要性等の再検証を実施するとともに、国の財政負担の抑制を図る観点から、貸付残高の増加の抑制を図ること等により、国からの利子補給金抑制策について検討を行う。 (措置を講ずる理由) 「中期中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革本部決定)を受けた措置。
支出予算額 269,999	対19年度当初予算増減額 △45,661	国からの財政支出額 186,178	対19年度当初予算増減額 △43,413	

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

法人名	独) 北方領土問題対策協会		府省名	内閣府
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)				
A	合計	7,050 百万円	内 貸付金	5,739 百万円
B	現金及び預金	611 百万円	内 割賦債権	百万円
C	有価証券	700 百万円		
D	受取手形	百万円	内 貸付金	百万円
E	売掛金	百万円	内 割賦債権	百万円
F	投資有価証券	百万円		
G	関係会社①	百万円	… 関係会社株式	
H	関係会社②	百万円	… その他の関係会社有価証券	
I	長期貸付金①	5,603 百万円	… J・K以外の長期貸付金	
J	長期貸付金②	百万円	… 役員又は職員に対するもの	
K	長期貸付金③	百万円	… 関係法人に対するもの	
L	破綻債権等	136 百万円	内 貸付金	136 百万円
M	積立金	706 百万円	内 割賦債権	百万円
N	出資金	百万円		

A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成17年6月29日改訂)における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについては、引当金控除後ベースとする。
 A: B～Lの合計値 / B: 「第9 流動資産」(1) / C: 同(2) / D: 同(3) / E: 同(4) F: 「第13 投資その他資産」(1)
 G: 同(2) / H: 同(3) / I: 同(4) / J: 同(5) / K: 同(6) / L: 同(7) / M及びN: 同(12)

金融資産の処分に係る具体的措置(その②)

法人名	独)北方領土問題対策協会	府省名	内閣府
<input type="radio"/> 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 該当しない。			
<input type="radio"/> 不良化している債権(L)の早期処分の方角性	「貸付金債権の償却実施要領」に基づき毎年度償却処分している。		
<input type="radio"/> 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方角性 既存貸付金の売却・証券化の検討は行っていない。			
<input type="radio"/> 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方角性 過大となる金融資産はない。			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	北方領土問題対策協会		府省名	内閣府	
(情報発信・展示・普及・助言等型)					
事業・事業の名称	北方領土に関する諸問題の解決の促進を図る事業				
事業・事業の内容	①国民世論の啓発(ア、返還要求運動の推進、イ、Eナなし交流事業の実施等、ウ、北方領土を目で見える運動の推進) ②調査・研究(ア、北方領土問題研究会の開催等、イ、国際シンポジウムの開催) ③元島民への援護(ア、返還番号運動等の諸活動への支援、イ、自由訪問の実施)				
国からの財政支出額	746,320千円	支出予算額	746,425千円		
対19年度当初予算増減額	114,662千円	対19年度当初予算増減額	104,123千円		
検討	返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものであって、国民競争入札等にはなじまない。 また、必要な啓発物品等の作成に当たっては、既に一般競争入札や企画競争を行っている。				
受給者特定及び対面受給の可否	北方領土問題その他北方地域旧漁業権者等に関する諸問題を解決することによる直接的な受給者は元島民であるが、領土問題は国家主権に関する事柄であり、広く国民全般が受給者であると考えられる。				
算定方法、総計					
通算コスト(内訳、総計)					
受給者負担割合・通算コスト					
見直し案					
法人等一体的に実施する	無し				
他の法人等の一体					
理由	返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものである。したがって、これらの事業を的確に、かつ、効果的に進めていくためには、北方領土問題に関する知識、幅広い関係者との人脈・信頼関係が欠かせないものであり、適当な移管先は存在しない。				
同様の事業事業を実施している施設					

法人内で 一体的実施の可否 (3)	理由	内容	実施状況	事業効果 (事前、 事後) (5)	見直し案
一体的実施の可否			<p>①北対協が実施する事業内容について、アンケータを実施しており、参加者からの意見や要望をこれら の事業に反映させようと努めている。②また、啓発施設にもアンケータ箱を設置し、アンケータ結果を 随時、施設の充実強化を図っていることである。</p>	<p>見直し案</p> <p>今後アンケータなどを実施し、広く意見を吸い上げ、独立行政法人の運営・評価に活用することとする。</p>	<p>見直し案</p> <p>独立行政法人通則法に基づき、内閣府独立行政法人評価委員会において、評価基準を設定し、毎事業年 度、業務実績の評価を行い、その結果及び業務実績報告書、財務結果を北対協HPにて公表している。 また、HPにおいて事業結果や過去の実績、及び啓発資料を公表しており、北方領土問題に理解と認 識を深めてもらえるようになっている。</p>
一体的実施の可否				<p>見直し案</p> <p>引き続き、決算情報・セグメント情報などの公表の充実等図ることとする。</p>	

独立行政法人の整理合理化案様式

6. 政策金融型

<単位:千円>

法人名	北方領土問題対策協会
府省名	内閣府

事務・事業の名称	北方地域旧漁業権等に対する設置業務
----------	-------------------

国からの財政支出額	186,178	支出予算額	269,999
対19年度当初予算増減額	△43,413	対19年度当初予算増減額	△45,661
平成18年度新規分	1,015,915	平成18年度未達額(利子補給については実額額)	5,781,579

事務・事業の内容	北方地域旧漁業権等に対する特別措置に関する法律に準じ、北方地域旧漁業権及び元居住者等に対し漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通する。
----------	---

事務・事業に係る具体的な措置(又は見直しの方向性)	<p>○独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案(18.12.5内閣府決定)に基づき以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人資金については、平成20年度当初から買付を停止する。 ・住宅新築資金については、次期中期目標期間中に廃止を求め、その在り方の検討を行う。
---------------------------	--

事務・事業について上記措置を講ずる理由	<p>「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革本部決定)を受けた措置。</p>
---------------------	--